

従来の公益法人 (社団法人・財団法人)

新制度の全面施行

特例民法法人 (従来の主務官庁が監督)

公益社団・財団法人
への移行申請

一般社団・財団法人
への移行申請

再申請
可能

【認定の基準】

公益目的事業比率は、(費用で
計って) 50/100 以上
経理的な基礎及び技術的能力を有
すること
法人関係者に特別の利益を与えな
いものであること 等

【認可の基準】

法人の作成した公益目的支出計画
について、その計画が適正であり、
かつ確実に実施されると見込まれ
るものであること 等

申請
せず

認定

認可

不認定
不認可

公益社団・財団法人

一般社団・財団法人

移行期間の終了

解散

従来の公益法人は、主に次の場合に解散となります。
平成 20 年 12 月から 5 年間の移行期間の終了までに移行申請を行わなかった場合
移行期間の終了までに移行申請を行ったが、移行期間の終了後に認定または認可が得られなかった場合

H20.12.1

移行期間
5年

H25.11.30